

市 町 村 行 財 政 の 状 況

(市町村職員の給与等について)

(平成18年度)

高知県企画振興部市町村振興課

担当：行政班 益井 濱田 小椋 電話：088-823-9313
--

目 次

1	人件費の状況	・・・	P 1
2	職員数及び平均給料の状況	・・・	P 3
3	給与水準について	・・・	P 5
4	給料表について	・・・	P 7
5	「わたり」の状況について	・・・	P 9
6	退職手当の状況	・・・	P 11
7	初任給の状況	・・・	P 12
8	技能労務職給料表について	・・・	P 13
9	諸手当について	・・・	P 15
10	福利厚生事業	・・・	P 24
11	休暇等について	・・・	P 25
12	人材育成・勤務成績の評定等	・・・	P 30
	(参考) 一部事務組合の職員数の状況	・・・	P 31

地方公務員の給与決定に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与の決定にあたっては、地方公務員法などにその基本となる原則が規定されており、大別して「給与決定に関する原則」と「地方公務員制度全般に通ずる原則」とがあります。

(1) 給与決定に関する原則

ア 給与条例主義

「給与は、条例で定めなければならない、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと支給されることとなります。

イ 職務給の原則

「給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされており、係長や課長といったように責任が重くなるほど、給与が高くなります。

ウ 均衡の原則

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与の実態調査をもとに行われる人事院勧告がベースとなって定められています。

(2) 地方公務員制度全般に通ずる原則

ア 平等取扱いの原則

「地方公務員法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、昇給や昇格など給与を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

イ 情勢適応の原則

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適当な措置を講ずる義務がある」とされており、人事院勧告がベースとなって改正などを行うことです。

このような原則を踏まえたうえで、市町村においては条例・規則に基づいた給与決定を行うことが必要です。

市町村職員の給与等について

1 人件費の状況

(1) 人件費の総額

平成17年度の市町村の人件費は、約740億円となっており、平成16年度より県全体で8.7%の減となっています。

減の主な要因としては、給与制度の適正化や職員数の減少などが考えられます。また、これは16年度に一般会計から支出していた高知県高知市病院組合の人件費が、17年度では一部事務組合からの支出となったことによるものです。

香南市・香美市で職員給がそれぞれ10.6%、9.2%の増となっているのは、市町村合併に伴い消防等の一部事務組合の職員が市職員になったことによるものです。

(2) 決算額に占める人件費の割合

歳出決算額（普通会計）に占める人件費の割合は、県全体で18.7%となっており、市・町村とも全国平均19.9%（平成17年度）よりもやや低くなっています。

また、町村においては人件費比率の高い団体と低い団体との格差が顕著になっています。

（最高 … 27.3%、最低 … 10.0%）

この格差は、ごみ処理や特別養護老人ホームの運営、消防などを一部事務組合に任せているところと、自らの市町村で行っているところでは職員数が大きく異なりますし、人件費には退職手当が含まれていますので、退職する職員数によって変動しますことから、単純に構成比だけでは比較できない面もあります。

しかし、給与水準が高い市町村や職員数が多い市町村では、人件費の占める割合が相対的に高くなる傾向にあります。

(3) 人件費の財政上の課題

人件費は、歳出全体に占める割合が大きく、しかも義務的な経費です。地方税収入や普通交付税などの経常的に収入される一般財源のうち人件費に充当される一般財源は26.6%を占めています。歳出規模の抑制や公共事業をはじめとする様々な事業の見直しが必要とされているなかで、人件費についても、給与水準や制度の運用のあり方など内容の詳細な分析を行い、積極的に公表するなど、住民の皆さんの理解と納得のもとで適正に運用されることが求められています。

※「一部事務組合」とは……

ごみ処理や特別養護老人ホームの運営など、市町村が行うべき特定の業務を複数の市町村が共同で処理することにより、事務処理の効率化等を図るため設置される地方公共団体の組合

人件費の状況(平成17年度市町村普通会計決算見込み)

(単位千円、%)

	人件費						歳出に占める 構成比	経常収支比率 (人件費)
	17年度	増減額	増減率	うち職員給				
	17年度	増減額	増減率	17年度	増減額	増減率		
高知市	21,186,560	▲ 5,626,076	▲ 21.0	15,779,981	▲ 3,350,493	▲ 17.5	15.5	22.3
室戸市	2,452,283	▲ 61,530	▲ 2.4	1,644,092	▲ 123,792	▲ 7.0	22.0	36.3
安芸市	3,014,465	120,948	4.2	1,682,274	▲ 160,528	▲ 8.7	24.4	28.4
南国市	4,111,791	4,362	0.1	2,724,079	▲ 135,756	▲ 4.7	23.3	27.7
土佐市	2,778,634	▲ 64,886	▲ 2.3	1,816,290	▲ 116,958	▲ 6.0	22.9	28.7
須崎市	2,323,754	▲ 568,483	▲ 19.7	1,587,442	▲ 166,161	▲ 9.5	18.3	27.2
宿毛市	2,860,275	59,228	2.1	1,790,629	▲ 83,017	▲ 4.4	23.8	31.9
土佐清水市	2,923,928	136,409	4.9	1,783,757	▲ 93,752	▲ 5.0	28.7	35.0
四万十市	4,141,887	▲ 294,229	▲ 6.6	2,846,896	▲ 158,657	▲ 5.3	20.8	29.8
香南市	3,699,398	269,567	7.9	2,325,593	223,734	10.6	21.1	33.5
香美市	3,108,062	29,888	1.0	2,075,162	174,829	9.2	20.9	32.2
東洋町	524,460	▲ 15,215	▲ 2.8	322,427	▲ 17,891	▲ 5.3	24.1	31.5
奈半利町	485,386	▲ 47,148	▲ 8.9	294,167	▲ 15,976	▲ 5.2	20.2	26.3
田野町	371,871	▲ 48,925	▲ 11.6	216,663	▲ 19,268	▲ 8.2	17.4	21.3
安田町	425,910	▲ 38,695	▲ 8.3	261,789	▲ 22,434	▲ 7.9	19.6	24.7
北川村	313,619	▲ 47,100	▲ 13.1	183,240	▲ 22,210	▲ 10.8	14.0	23.8
馬路村	364,344	▲ 38,993	▲ 9.7	214,394	▲ 31,597	▲ 12.8	15.4	28.4
芸西村	479,794	▲ 4,597	▲ 0.9	292,831	▲ 2,805	▲ 0.9	19.6	27.0
本山町	609,828	▲ 21,554	▲ 3.4	368,443	▲ 12,739	▲ 3.3	20.6	25.2
大豊町	775,412	55,929	7.8	497,796	32,255	6.9	16.5	22.3
土佐町	701,294	▲ 4,129	▲ 0.6	436,149	▲ 5,274	▲ 1.2	18.8	26.5
大川村	224,623	3,439	1.6	102,219	1,442	1.4	16.4	34.2
春野町	1,307,595	▲ 64,002	▲ 4.7	886,769	▲ 35,869	▲ 3.9	20.9	29.8
いの町	2,162,696	▲ 110,610	▲ 4.9	1,470,401	▲ 18,384	▲ 1.2	15.4	23.3
仁淀川町	1,449,281	▲ 69,512	▲ 4.6	867,561	▲ 21,942	▲ 2.5	17.2	29.5
中土佐町	1,263,610	▲ 38,944	▲ 3.0	822,002	▲ 15,094	▲ 1.8	18.2	31.5
佐川町	931,583	▲ 29,384	▲ 3.1	594,453	▲ 7,441	▲ 1.2	14.9	21.0
越知町	841,037	▲ 31,829	▲ 3.6	532,399	▲ 12,367	▲ 2.3	20.6	27.1
禰原町	550,066	▲ 86,709	▲ 13.6	314,509	▲ 28,492	▲ 8.3	10.0	17.5
日高村	612,342	▲ 41,908	▲ 6.4	393,003	▲ 29,089	▲ 6.9	19.1	27.9
津野町	891,178	▲ 185,088	▲ 17.2	558,289	▲ 76,687	▲ 12.1	14.2	24.1
四万十町	2,769,068	▲ 3,784	▲ 0.1	1,730,317	▲ 36,478	▲ 2.1	17.9	27.7
大月町	1,042,806	▲ 150,272	▲ 12.6	690,284	▲ 80,902	▲ 10.5	24.7	31.4
三原村	393,820	2,042	0.5	230,025	2,557	1.1	22.8	33.4
黒潮町	1,918,063	▲ 73,442	▲ 3.7	1,261,604	▲ 34,830	▲ 2.7	27.3	35.0
市計	52,601,037	▲ 6,294,257	▲ 12.1	36,056,195	▲ 4,389,114	▲ 12.2	19.0	26.5
町村計	21,409,686	▲ 790,975	▲ 2.7	13,541,734	▲ 112,952	▲ 0.6	18.1	26.8
市町村計	74,010,723	▲ 7,085,232	▲ 8.7	49,597,929	▲ 4,502,066	▲ 8.3	18.7	26.6

※経常収支比率(人件費):経常的に人件費に充当された一般財源の額が、経常的に収入される一般財源の合計額に占める割合。

2 職員数及び平均給料の状況（平成18年4月1日現在）

(1) 職員数の推移

市町村の職員数は、10,287人となっていますが、ここ数年減少傾向が続き、昨年と比べても193人減少しています。

市町村では、主に退職不補充による定員の削減を行うなど、総じて減少傾向にあります。

また、複数の市町村が共同して事務処理を行うために設けた一部事務組合などが38組合（広域連合含む）あり、職員数は1,820人と昨年度と比べて131人減少しています。この減少の主な原因は、市町村合併に伴い、廃止された一部事務組合の職員が市町村へ移管したことによるものです。

この一部事務組合は、市町村の本来業務を別の組織に任せている訳ですから、実質的な市町村の職員の総数は、両方を足した12,107人となります。

（「一部事務組合の職員数の状況」は、31ページに参考として掲載しています。）

(2) 職員の平均給料

職員に毎月支払われる平均的な給料月額は、一般行政職において平均年齢が42.7歳で、329,006円となっており、昨年と比べ、平均年齢は若干高くなり（0.4歳）、給料月額も高く（+8,599円）なっています。給料月額の増加要因としては、昨年4月1日、29市町村（48団体中）で行われていた財政難を理由とした職員給与の抑制が、18年同時期には、15市町村（35団体中）に減少したことに加え、抑制率を減少した市町村が多く見られることが、主な要因であると考えられます。また、市町村における行政改革の一環として、職員の新規採用を抑制していることにより、平均年齢が上がった結果、平均給料月額が高くなったことも原因となっています。

市町村の職員の年齢構成や職種の違いなどにより、単純な比較は出来ませんが、傾向としては、市部が高く、中山間の町村が低い傾向にあります。

※「給与」とは……

基本給である給料とは別に通勤手当や時間外手当など各種手当を含めたものを「給与」と呼んでおり、給与月額は給料より高くなる。

「全職種」とは……

一般行政職、看護・保健職、消防職、企業職、技能労務職、高校教育職、小中（幼稚園）教育職、臨時職など全ての職種

「一般職」とは……

全職種から教育職を除いた職種

「臨時職員」とは……

地方公務員法では、臨時職員は最大12月までしか雇用できないこととされていますが、この資料では、この12月を超えて雇用している職員の数を示している。

職員数及び平均給料の状況（平成18年4月1日現在）

市町村	総職員数			職員区分別				全職種合計 平均給料	一般職計 平均給料	一般行政職	
	平成	平成	増減	一般職員	教育	臨時	平均給料月額			平均年齢	
	18年	17年									うち技能 労務職員
高知市	人 2,954	人 2,985	人 △ 31	人 2,877	人 531	人 77	人 0	円 332,000	円 330,600	円 341,900	歳 43.06
室戸市	288	295	△ 7	288	16	0	0	330,900	330,900	335,800	44.11
安芸市	305	334	△ 29	305	33	0	0	315,500	315,500	314,700	40.11
南国市	469	484	△ 15	459	49	10	0	340,500	340,300	342,400	44.05
土佐市	516	537	△ 21	516	63	0	0	316,400	316,400	333,900	41.09
須崎市	299	307	△ 8	299	44	0	0	335,200	335,200	330,400	43.01
宿毛市	346	359	△ 13	346	54	0	0	332,600	332,600	338,800	43.11
土佐清水市	341	358	△ 17	341	53	0	0	335,200	335,200	342,700	44.02
四万十市	669	694	△ 25	641	74	0	28	343,000	342,000	345,400	44.01
香南市	449	412	37	429	24	20	0	325,800	326,200	338,600	42.03
香美市	434	387	47	434	23	0	0	294,800	294,800	299,100	38.11
市計	7,070	7,152	△ 82	6,935	964	107	28	329,351	328,599	336,427	43.01
東洋町	57	65	△ 8	57	4	0	0	310,400	310,400	313,900	43.05
奈半利町	61	62	△ 1	57	8	4	0	291,300	290,100	298,400	41.07
田野町	42	43	△ 1	37	2	5	0	276,100	275,800	268,400	37.08
安田町	59	61	△ 2	59	6	0	0	267,400	267,400	270,600	37.11
北川村	40	41	△ 1	40	2	0	0	286,800	286,800	293,100	38.04
馬路村	42	45	△ 3	42	0	0	0	326,100	326,100	330,300	42.01
芸西村	64	66	△ 2	61	0	3	0	299,000	298,100	305,400	40.11
本山町	169	170	△ 1	169	4	0	0	306,700	306,700	285,200	38.08
大豊町	104	107	△ 3	104	23	0	0	297,100	297,100	303,100	42.06
土佐町	88	90	△ 2	88	11	0	0	312,500	312,500	308,700	41.02
大川村	23	26	△ 3	23	1	0	0	301,400	301,400	304,500	41.05
春野町	174	175	△ 1	174	6	0	0	350,800	350,800	350,900	44.02
いの町	515	528	△ 13	495	50	12	8	299,000	300,400	316,400	41.09
仁淀川町	181	195	△ 14	179	7	2	0	307,600	306,600	306,300	40.05
中土佐町	155	161	△ 6	155	13	0	0	330,000	330,000	317,900	41.03
佐川町	226	228	△ 2	226	14	0	0	305,100	305,100	311,700	42.09
越知町	115	117	△ 2	105	13	4	6	300,600	309,100	324,500	41.07
梶原町	112	121	△ 9	91	0	8	13	286,400	289,300	278,300	38.09
日高村	69	72	△ 3	69	8	0	0	342,400	342,400	337,600	42.11
津野町	110	118	△ 8	103	2	7	0	320,500	319,600	316,500	43.04
四万十町	348	361	△ 13	345	48	3	0	322,000	321,900	314,500	40.06
大月町	180	187	△ 7	180	33	0	0	320,900	320,900	328,500	45.04
三原村	46	48	△ 2	46	3	0	0	324,600	324,600	345,000	46.00
黒潮町	237	241	△ 4	237	33	0	0	331,200	331,200	333,800	42.01
町村計	3,217	3,328	△ 111	3,142	291	48	27	312,053	312,863	314,699	41.07
県計	10,287	10,480	△ 193	10,077	1,255	155	55	323,942	323,693	329,006	42.07

※臨時職員とは、勤務時間が他の一般職員と同様に定められている職員で、勤務した日が18日以上ある月が12月（1年）を超える職員

※平成17年度中に合併をした団体（四万十市・香南市・香美市・仁淀川町・中土佐町・四万十町・黒潮町）の平成17年総職員数旧団体の職員数を合計した数字

3 給与水準について

市町村間の給与水準を比較する主な方法として、ラスパイレス指数が使われています。

これは、職種、学歴、経験年数などによる職員構成の給与上の差を考慮して、比較する方法です。

(1) ラスパイレス指数の状況

平成13年4月1日現在では、5市町村が国以上の高い水準（100.0以上）にありましたが、平成17年同時期では県内すべての市町村で100を切っており、県内全体の指数で見た場合でも、ここ5年連続して低下しています。

このことは、各市町村において給与の適正化に向けた取り組みや財政難による給与抑制措置が行われてきた結果で、市・町村の平均値はいずれも全国平均を下回っています。

(2) 給与水準について

市町村における適正な給与水準は、国・県の給与水準を基に、その市町村の組織の規模や財政状況及び民間の賃金等により判断するものですが、少なくとも議会・住民の納得と支持が得られるものでなければなりません。

給料月額、各種手当及び給与水準などについては、毎年、住民に分かりやすい形で公表するなど、各市町村において積極的な情報公開により住民の方々の理解を得るための取組が求められています。

* 「ラスパイレス方式」とは・・・

職種、学歴、経験年数などによる職員構成の給与上の差を考慮して、給与水準の高低を見る方式です。

今回、国を基準とした場合の指数で比較していますので、国と同じ水準であれば100で、国より高い場合は100を超え、低ければ100未満となります。

小規模な市町村の給与水準については、その組織規模も小さく、国のように部長や局長といった役職がないことから、国に準じた給与制度、運用を行ったとしても、ラスパイレス指数は100を下回ることとなります。

給与水準について（ラスパイレス指数）

	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	対前年比
高知市	101.1	100.8	100.3	98.4	93.8	△ 4.6
室戸市	101.9	100.6	97.5	95.5	91.0	△ 4.5
安芸市	97.0	97.7	97.2	94.6	89.9	△ 4.7
南国市	99.8	99.3	99.6	97.7	91.8	△ 5.9
土佐市	99.5	99.5	98.5	95.7	93.5	△ 2.2
須崎市	99.7	99.5	99.5	92.8	92.7	△ 0.1
宿毛市	100.4	99.3	98.6	96.6	96.7	0.1
土佐清水市	98.7	98.1	97.6	94.6	95.4	0.8
四万十市	—	—	—	—	—	—
香南市	—	—	—	—	—	—
香美市	—	—	—	—	—	—
市 計	100.5	100.0	99.6	97.1	93.5	△ 3.6
東洋町	95.8	95.7	96.1	93.7	87.7	△ 6.0
奈半利町	94.7	96.0	94.7	92.1	86.4	△ 5.7
田野町	95.1	94.7	96.1	91.6	89.8	△ 1.8
安田町	95.4	95.0	94.5	93.0	86.9	△ 6.1
北川村	96.5	95.6	94.8	94.1	86.8	△ 7.3
馬路村	98.1	99.6	98.6	97.9	92.8	△ 5.1
芸西村	95.7	95.0	94.3	92.6	93.4	0.8
本山町	101.7	99.8	90.3	87.1	88.7	1.6
大豊町	94.4	93.3	92.4	89.6	85.5	△ 4.1
土佐町	97.9	99.0	96.8	94.4	90.8	△ 3.6
大川村	92.2	89.7	90.4	88.3	88.0	△ 0.3
春野町	98.2	98.8	98.8	95.7	97.5	1.8
いの町	—	—	—	—	92.4	—
仁淀川町	—	—	—	—	—	—
中土佐町	—	—	—	—	—	—
佐川町	92.0	92.2	92.9	88.8	89.2	0.4
越知町	95.3	96.0	96.7	93.7	94.2	0.5
梶原町	92.9	92.3	94.3	91.5	91.4	△ 0.1
日高村	100.0	101.9	99.4	96.8	93.1	△ 3.7
津野町	—	—	—	—	88.4	—
四万十町	—	—	—	—	—	—
大月町	95.4	95.8	93.7	90.9	86.3	△ 4.6
三原村	94.1	92.9	92.6	92.6	91.4	△ 1.2
黒潮町	—	—	—	—	—	—
町村計	96.0	95.9	95.0	92.8	91.2	△ 1.6
県 計	98.5	98.2	97.6	95.1	92.5	△ 2.6
全国市計	101.4	101.2	100.7	98.2	97.6	△ 0.6
全国町村計	96.1	96.0	95.7	93.7	93.7	0.0

※四万十市・香南市・香美市・仁淀川町・中土佐町・四万十町・黒潮町はH 1 7年度中に新設合併された団体のためデータはありません。また、いの町・津野町はH 1 6年度中に新設合併された団体のためH 1 6年度以前のデータはありません。

市計・町村計・県計のH 1 6・1 7指数は旧団体も含めた加重平均値になっています。

4 給料表について（一般行政職の場合）

(1) 国の給料表に準じた給料表の設定

市町村職員の給料表は、条例で定められており、職務の内容と責任の度合いに応じた数個の級が設けられています。

給料表の設定にあたっては、国の給料表が民間給与との均衡を図って設定されていることから、原則として国の給料表を適用することが望ましいとされています。

また、国では、H18.4.1から、地域間における給与配分の見直し、年功を過度に重視せず職務・職責に応じた給料制度への転換、勤務実績への給与への反映の推進などを柱とした給与構造の改革（11級制→9級制）が行われました。

(2) 給料表の設定状況

国の給与構造の改革にあわせ、須崎市を除く県内の全ての市町村において、その制度に準じる形で、給与構造の見直しが行われました。

市町村の給料表の級数は、高知市・須崎市の8級を最高に6級～8級まで設定されています。

(3) 適正化の状況

給料表の継ぎ足しと合成があった土佐清水市が、H17.7.1に国と同じ給料表（8級、現行6級）に見直しを行っています。また、給料表の継ぎ足しのあった西土佐村・佐賀町については、それぞれ合併後の四万十市（H17.4.10）、黒潮町（H18.3.20）に国と同じ給料表（8級、現行6級）に見直しを行っています。

H18.4.1現在で、県内で唯一、給与構造の見直しを行わなかった須崎市は、H19.1.1に国に準じた制度に見直しを行うよう条例改正をしています。

【給料表の見方】

○「継ぎ足し」とは・・・

継ぎ足しとは、国の給料表の級ごとの最高額を超えて月額給料区分を定めることです。通常、昇給には12ヶ月の経過が必要ですが、その級の最高額から更に昇給する場合等には18ヶ月または24ヶ月の経過が必要となるため、この昇給期間が延伸されることを回避するためのものです。

○「合成給料表」とは・・・

国の給料表は、職員の職務と責任に応じて区分されています。合成給料表の場合、国の給料表の2つ以上の級を合成して1つの級にした給料表ですので、昇格の要件を満たさなくても実質的な昇格・昇給ができるようになります。

給料表について（一般行政職の場合）

区 分	級数			実質的な国対応の最高級			給料表の構造			
	6級	7級	8級	6級	7級	8級	国と同じ		国と異なる	
							全く同じ	継ぎ足しあり	継ぎ足しあり	継ぎ足しなし
高知市			○			○	○			
室戸市	○			○			○			
安芸市		○			○		○			
南国市		○			○		○			
土佐市	○			○			○			
須崎市※1			○	○						◎
宿毛市	○			○			○			
土佐清水市	○			○			○			◎
四万十市	○			○			○			
香南市	○			○			○			
香美市	○			○			○			
市 計	7	2	2	8	2	1	10	0	0	2
東洋町	○			○			○			
奈半利町	○			○			○			
田野町	○			○			○			
安田町	○			○			○			
北川村	○			○			○			
馬路村	○			○			○			
物部村	○			○			○			
本山町	○			○			○			
大豊町	○			○			○			
土佐町	○			○			○			
大川村	○			○			○			
春野町	○			○			○			
いの町	○			○			○			
仁淀川町	○			○			○			
中土佐町	○			○			○			
佐川町	○			○			○			
越知町	○			○			○			
橋原町	○			○			○			
日高村	○			○			○			
津野町	○			○			○			
四万十町	○			○			○			
大月町	○			○			○			
三原村	○			○			○			
黒潮町	○			○			○			
町 村 計	24	0	0	24	0	0	24	0	0	0
市町村計	31	2	2	32	2	1	34	0	0	2

※1 須崎市は、H19.1.1付けで給与構造の見直しを行い国と全く同じ給料表（6級）に是正します。

◎ 是正済み

5 昇格、昇給基準等について

職員の初任給や昇格、昇給については、条例に基本的な考え方や基準が定められており、規則でさらに詳細で具体的な基準が定められています。

(1) 級別職務分類表について

級別職務分類表とは、「職務給の原則」に基づき、職務の内容と責任の度合に応じて給料表の各級の職務区分を定めたもので、個々の職員の給料の級を決定するための根本となるものです。

例えば、給料表が1級～6級までの6級制であるとする、6級は課長の職務、5級は課長補佐の職務、3～4級は係長の職務など具体的な職名を定めて職員の給料の級を決定することになります。

県内全ての市町村で条例又は規則により制定されていますが、例えば「課長補佐及びこれに相当する職務」のようにしているものは、「職務給の原則」をより明確にさせるためにも、具体的な職名で定めるべきです。

県内では、すべての市町村において級別職務分類表または級別標準職務表を定めています。

(2) 「わたり」について

「わたり」とは、給与決定にあたり、その職務に対応する級よりも上位の級に格付け、給与を支給することをいいます。

給与決定にあたっては、級別職務分類表に基づき、それぞれの役職に応じて職務の級が決定されています。

「わたり」はそれに基づかない給与決定で条例・規則に反した運用となりますが、全ての市町村において条例・規則に沿った運用がされています。

ただ、職務分類表の役職が不明確な場合には、「わたり」は必ずしも条例・規則に反した運用とはなりませんが、職務給の原則に反することになりますので、是正が必要です。

国においては、課長補佐の職務に対応する級を4～5級、係長の職務に対応する級を4級とていますが、各市町村における国の4級相当以上の職員の構成は右表のとおりです。

級別職務分類表に基づき給与決定をしている市町村であっても、4級相当以上の職員の構成比が高い市町村にあつては、級別職務分類表の職務分類が妥当性を欠いている可能性があります。

一般行政職給料表級別職員数（H18.4.1現在）

区 分	総職員数	左のうち実質的な国4級相当以上							構成比
		計	4級相当	5級相当	6級相当	7級相当	8級相当	9級相当	
	人	人	人	人	人	人	人		%
高知市	1,386	825	275	405	96	31	18		59.5
室戸市	164	122	73	31	18				74.4
安芸市	134	89	16	35	21	17			66.4
南国市	206	137	49	52	17	19			66.5
土佐市	141	81	24	39	18				57.4
須崎市	179	105	67	24	14				58.7
宿毛市	174	114	38	58	18				65.5
土佐清水市	159	105	61	27	17				66.0
四万十市	273	179	56	91	32				65.6
香南市	249	164	50	73	41				65.9
香美市	238	95	37	29	29				39.9
市 計	3,303	2,016	746	864	321	67	18		61.0
東洋町	35	18	6	4	8				51.4
奈半利町	37	24	9	8	7				64.9
田野町	26	9	1	2	6				34.6
安田町	41	18	10	5	3				43.9
北川村	31	12	3	4	5				38.7
馬路村	28	16	7	4	5				57.1
芸西村	48	19	6	10	3				39.6
本山町	64	35	17	10	8				54.7
大豊町	65	24	12	7	5				36.9
土佐町	55	30	9	14	7				54.5
大川村	16	9	7	1	1				56.3
春野町	101	64	8	43	13				63.4
いの町	191	86	32	27	27				45.0
仁淀川町	127	65	33	16	16				51.2
中土佐町	100	42	14	15	13				42.0
佐川町	92	38	16	12	10				41.3
越知町	64	33	11	16	6				51.6
禰原町	48	18	11	3	4				37.5
日高村	48	29	9	13	7				60.4
津野町	78	28	16	4	8				35.9
四万十町	195	100	37	40	23				51.3
大月町	71	48	28	8	12				67.6
三原村	32	22	16	3	3				68.8
黒潮町	129	76	19	40	17				58.9
町村計	1,722	863	337	309	217	0	0		50.1
計	5,025	2,879	1,083	1,173	538	67	18		57.3
【参考】 高知県	3,884	2,514	1,330	846	251	43	18	26	64.7

6 退職手当の状況

退職手当は、長期勤続者に対する勤続報償という観点から設けられた制度で、県内全市町村で制度が設けられています。

これまで、手当の額は、その職員の退職日における給料月額に、その退職事由（自己都合、勸奨、定年）及びその勤続期間に応じて算出した月数を乗じて算出されていました。

しかし、この制度は結果的に年功を過度に重視することとなるという考え方から、調整額として勤続年数に中立的な形で貢献度を勘案する部分がH18.4.1から創設されました。

須崎市を除く全ての市町村では、国に準じた制度をH18.4.1から取り入れていません。

なお、須崎市においてもH19.1.1から国に準じた制度を取り入れることとしています。

新しい制度を取り入れる以前において、各市町村とも、退職事由・勤続期間に応じた支給率の設定及び加算などは国と同じでしたが、基礎となる給料月額の取扱い（退職時に特別昇給させること）が市町村により異なっていました。

(1) 退職時の特別昇給について

退職時の特別昇給は、一定期間以上勤続して退職する場合に上位の号給に昇給させる制度で、国はH16.5.1から廃止しています。

県内では、三原村においてはH17.11.25に廃止されています。

これにより、H18.4.1現在で県内の全ての市町村で国に準じて制度の廃止が行われています。

7 初任給の状況（一般行政職について）

(1) 初任給について

初任給は、県内の35市町村全てが、国と同じ又は下回る基準となっています。

大学卒	170,200円（もしくは159,700円）
高校卒	138,400円

ただし、民間企業などで勤務実績のある場合には、その経験年数により、初任給は異なります。

(2) 初任給の調整方法

初任給の給料月額を決定する際に、採用前の民間企業などでの経験年数を反映させるための調整方法で、国では、経験年数のうち5年までを12月で、5年を超える年数は18月で除した数を号給に加えます。

現在国を上回る調整を行っている市町村はありません。

8 技能労務職給料表について

国では、守衛、用務員、自動車運転手等の単純な労務に雇用される職員（技能労務職員）については、その職務に応じた給与の支給を行うという観点から、一般の事務等を行う職員（行政職）に対する給料表（行政職俸給表（一））とは別に、行政職俸給表（二）という給料表を定め、これにより給与を支給しています。

市町村において技能労務職員の従事する職種は、一般的に国の行政職俸給表（二）の対象職種と同じ職種に属する者が多く、また、その職種内容も国家公務員と類似していることから、行政職俸給表（二）を基準とした給料表を用いることが適当と考えられています。

県内では、技能労務職員は合計で1,255人（H18.4.1現在）となっています。

県内の市町村においては、H18.4.1現在で、行政職給料表とは別に技能労務職給料表を定めているのは、5市19町村となっています。そのうち、国の行政職俸給表（二）に準じた給料表を定めているのは、6町村となっています。

このことは、県内での多くの市町村の技能労務職員の給料水準が、国家公務員より高くなっていると考えられます。

さらに、一般に地域の民間の同種の職種に従事する人と給料水準を比較したときの均衡についても注意する必要があると考えられます。

技能労務職給料表の状況

(平成18年4月1日現在)

市町村名	技能 労務職 職員数 (単位:人)	給料表の構造				最高到達級				備 考
		国公行(二) 準 拠	独自	国公行(一) 準 拠	無 (行政職 給料表 適用)	3 級	4 級	5 級	6 級	
高知市	531				○			○		
室戸市	16			○			○			
安芸市	33				○			○		
南国市	49			○				○		
土佐市	63				○				○	
須崎市	44				○				○	
宿毛市	54				○			○		
土佐清水市	53			○				○		
四万十市	74				○			○		
香南市	24			○				○		
香美市	23			○		○				
市 計	964	0	0	5	6	1	1	7	2	
東洋町	4			○			○			
奈半利町	8		○				○			
田野町	2		○				○			
安田町	6		○				○			
北川村	2		○				○			
馬路村	0			○				○		技能職0人
芸西村	0									技能職0人
本山町	4			○			○			
大豊町	23		○			○				
土佐町	11		○				○			
大川村	1		○			○				
春野町	6				○				○	
いの町	50	○		○			○	○		病院事業は国公行(二)
仁淀川町	7	◎						○		H18.4.1~
中土佐町	13	○						○		
佐川町	14				○	○				
越知町	13		○			○				
禰原町	0	○					○			技能職0人
日高村	8				○			○		
津野町	2		○				○			
四万十町	48			○			○			
大月町	33	◎						○		H18.4.1~
三原村	3	◎				○				H18.4.1~
黒潮町	33				○			○		
町 村 計	291	6	9	5	4	5	11	7	1	
県 計	1,255	6	9	10	10	6	12	14	3	

◎ 是正団体

9 諸手当について

市町村職員の各種手当については、地方自治法第204条により種類が定められており、額・支給方法については、条例で定めなければならないとされています。

市町村で支給されている手当には、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、退職手当などがあります。

このうち、市町村において国と異なる内容、支給額となっている主な手当は次のとおりです。

(1) 住居手当

一定額を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する世帯主である職員（持ち家職員）に支給されます。

三原村を除く34市町村が制度を設けていますが、次の市町村が国と異なる内容となっております。

(単位:円)

区 分	持 ち 家 の 場 合		
	取得後5年以下	5年超	支 給 対 象 者
国	2,500	なし	世帯主のみ
高知市	年数に関係なく一律 2,500		世帯主のみ
いの町	2,500	1,000	世帯主のみ

(適正化の状況)

土佐清水市と須崎市が国と同じ制度に見直しています。

(2) 通勤手当

交通機関等を利用して通勤する職員に支給される手当で、実際の運賃等の負担に応じた額が支給されます。

県内では、全市町村が制度を設けていますが、7市が、自家用車使用者などに対し国を上回る額を支給するなど国と異なる内容となっています。

(国を上回る額を支給するなど国と異なる市町村……自家用車使用の場合)

高知市・室戸市・土佐市(※)・須崎市(※)・宿毛市・土佐清水市・四万十市

(※)は、通常支給対象とならない2km未満の職員も支給対象

(適正化の状況)

市町村合併に伴い、佐賀町が黒潮町において、十和村が四万十町において国を上回る支給を見直しています。

(3) 夜間勤務手当

正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日午前5時までの間）に勤務した職員に支給される手当で、一定の支給割合を乗じて支給されます。

全市町村に制度がありますが、次の市町村が国と異なる内容となっています。

四万十市… 看護師に支給割合75/100で支給 (国の支給割合は、25/100)

桺原町… 看護師に一律の額（1時間当たり200円）で支給

(4) 期末・勤勉手当

民間における賞与等（いわゆるボーナス）の特別給に見合う手当として1年を2回に分け職員に支給される手当です。期末手当は、給料月額等（支給基礎額）に定めた支給割合を乗じて得た額が支給されます。また、勤勉手当は、給料月額等に勤務期間に応じた割合を乗じて得た額に、その職員の勤務成績に応じた割合（成績率）を乗じて得た額が支給されます。

勤勉手当については、ほとんどの市町村で、個々の職員の勤務成績に応じて決められる成績率が勤務成績と関係なく一律に決定されており、市町村は、一定の期間に成果をあげた職員に対して、高い成績率で支給するなど制度の趣旨に則った運用が求められます。

さらに、国では勤務成績が良好であった職員（標準的な職員）に対し、成績率は100分の71を適用しているところ、県内では、100分の72.5を適用している団体が20団体あり、県内に勤務する国家公務員や他の市町村の職員との均衡を欠いており、見直しが求められています。

勤勉手当の成績率について

市町村名	6月	12月	計	国と同じ	国の基準を 下回る	国の基準を 上回る
高知市	0.725	0.725	1.45			○
室戸市	0.71	0.71	1.42	○		
安芸市	0.71	0.71	1.42	○		
南国市	0.725	0.725	1.45			○
土佐市	0.71	0.71	1.42	○		
須崎市	0.725	0.725	1.45			○
宿毛市	0.725	0.725	1.45			○
土佐清水市	0.725	0.725	1.45			○
四万十市	0.725	0.725	1.45			○
香南市	0.725	0.725	1.45			○
香美市	0.725	0.725	1.45			○
東洋町	0.725	0.725	1.45			○
奈半利町	0.71	0.71	1.42	○		
田野町	0.71	0.71	1.42	○		
安田町	0.71	0.71	1.42	○		
北川村	0.71	0.71	1.42	○		
馬路村	0.725	0.725	1.45			○
芸西村	0.725	0.725	1.45			○
本山町	0.725	0.71	1.435			○
大豊町	0.71	0.71	1.42	○		
土佐町	0.71	0.71	1.42	○		
大川村	0.71	0.71	1.42	○		
春野町	0.725	0.725	1.45			○
いの町	0.725	0.725	1.45			○
仁淀川町	0.71	0.71	1.42	○		
中土佐町	0.725	0.725	1.45			○
佐川町	0.725	0.725	1.45			○
越知町	0.71	0.71	1.42	○		
梶原町	0.71	0.71	1.42	○		
日高村	0.725	0.725	1.45			○
津野町	0.725	0.725	1.45			○
四万十町	0.725	0.71	1.435			○
大月町	0.725	0.725	1.45			○
三原村	0.71	0.71	1.42	○		
黒潮町	0.71	0.71	1.42	○		
計				15	0	20

(5) 特殊勤務手当

著しく危険な勤務や特殊な勤務など、その勤務の特殊性に応じて支給される手当で、勤務の種類により月、日、時間又は回数を単位として定額で支給されます。

県内では、4町村（東洋町・馬路村・中土佐町・越知町）を除く31市町村で制度が設けられています。手当の種類は市町村により異なりますが、国にない手当を設けている市町村が11市15町村あります。

国では、従来から制度本来の趣旨にあわない特殊勤務手当について、内容の見直し及び適正化を行うよう、地方公共団体に助言してきました。平成15年度においては、都道府県及び政令指定都市の特殊勤務手当の支給状況の特別調査を実施し、その結果、次の3つの視点から、必要性や妥当性について検討が必要な手当の状況が公表されました。（この中には、本来給料の調整額で対応するものを、月額の特務手当で措置しているものもあり、必ずしも適切でないとはいえない手当もあります）

① 国家公務員においては設けられていない特殊勤務手当

地方公共団体固有の業務に基づくものなどがあり、国にない手当であることをもって、直ちに妥当でないというものではないが、時代の変化を踏まえ、必要性及び妥当性を改めて検証する必要があるもの

② 他の手当又は給料で措置される勤務内容に対して重複の観点から検討を要すると思われる特殊勤務手当

③ 月額支給等となっている特殊勤務手当

対象となる業務に従事した場合ごとに日額や件数当たりで支給されることが適当であり、月額となっている支給方法の妥当性の検討が必要であるもの

また、平成17年6月には、参議院から会計検査院に対し、職員に対する特殊勤務手当等の状況について、総務省、都道府県、市町村を対象とした会計検査の実施と、その結果の報告の要請があり、18年10月に会計検査院長から参議院議長に対しその結果について報告されるとともに、調査結果について公表をされたところです。

（参考）

会計検査院ホームページ <http://www.jbaudit.go.jp/>

県内市町村の特殊勤務手当について、会計検査院の報告資料を参考に、上記の3つの視点から分類したものが20ページからの表となっています。特殊勤務手当は、それぞれの団体の地域性、職務上の事情も考慮されて支給されなければならない、住民に対してその必要性や妥当性の説明責任が市町村には求められます。そうしたことから、他団体との比較検討ができる資料としています。

なお、この表は記載されている手当が全て不適正である、とした資料ではありません。例えば、医師手当については、「②他の手当、給料との重複の観点」の欄へ分類をしていますが、「その地域の医療体制や地域性から鑑みて医師確保のためには必要である」という判断が住民の理解のもと、当該市町村でされており、不適正な手当とはいえないと考えられる場合もあります。

(適正化の状況)

高知市・芸西村・土佐町・いの町・中土佐町・大月町・黒潮町の7市町村で手当の廃止や金額等の支給基準、支給方法の見直しを行っています。

市町村における検討を要すると思われる特殊勤務手当の内訳

団体名	①国家公務員に設けられていない	②他の手当、給料との重複の観点	③月額支給等
高知市	福祉業務手当 危険手当 労務手当(じん芥の収集作業に従事したとき) 労務手当(清掃作業に従事したとき) 労務手当(施設の各種機器の保全作業に従事したとき) 労務手当(雨水桝掃除作業、下水管汚土搬出作業又は配水管接続作業に従事したとき) 労務手当(斎場の運営業務に従事したとき) 労務手当(施設の養護員の業務に従事したとき) 労務手当(卸売市場の取引指導の業務に従事したとき) 消防業務手当 行旅病死処理手当 教員特殊業務手当 教育連絡指導手当 企業手当(水道業務に従事する職員) 非常緊急呼出手当 停水業務手当	企業手当(水道業務に従事する職員)	企業手当(水道業務に従事する職員)
計	16手当	1手当	1手当
室戸市	行路病人・死亡人取扱い手当 消防手当 救急出動手当 高度救急手当 福祉手当		消防手当 高度救急手当 福祉手当
計	5手当		3手当
安芸市	行路病人・死亡人取扱い手当 犬・猫死体処理手当 消防業務手当 高度救急手当		消防業務手当 高度救急手当
計	4手当		2手当
南国市	福祉事務手当 行路病人・死亡人取扱い手当 じん芥処理手当 犬・猫死体処理手当 住宅使用料徴収手当 消防手当 消防機関員手当 救急出動手当 高度救急手当		福祉事務手当 じん芥処理手当 消防手当 消防機関員手当 高度救急手当
計	9手当		5手当
土佐市	塵芥処理手当 犬・猫死体処理手当 救急救命業務手当 消防高度業務手当 医師手当 救急出動手当 拘束手当 水道危険手当 水道使用料収納手当	医師手当	塵芥処理手当 救急救命業務手当 消防高度業務手当 医師手当 水道危険手当 水道使用料収納手当
計	9手当	1手当	6手当
須崎市	福祉手当		
計	1手当		

団体名	①国家公務員に設けられていない	②他の手当、給料との重複の観点	③月額支給等
宿毛市	犬・猫死体処理及び処理手当 行路病人・死亡人処理手当 へき地診療所に勤務する医師に対する特殊勤務手当	へき地診療所に勤務する医師に対する特殊勤務手当	へき地診療所に勤務する医師に対する特殊勤務手当
計	3手当	1手当	1手当
土佐清水市	福祉手当 行旅病死処理手当 労務手当 環境衛生手当 小動物死体処理従事手当 消防手当 夜間特殊業務手当 火災出動手当 救急出動手当 潜水手当	環境衛生手当 夜間特殊業務手当	福祉手当 環境衛生手当 消防手当
計	10手当	2手当	3手当
四万十市	生活保護関係実態調査手当 医療保護関係実態調査手当 身体障害者等実態調査及び介護従事手当 保健師業務手当 特地勤務手当 行旅死亡人等取扱従事手当 清掃作業従事手当 小動物死体処理手当 と畜場及びし尿処理場勤務手当 火葬場勤務手当 少年補導員手当 建設作業用重機運転業務手当 大型ダンプ運転業務手当 し尿処理場浄化槽等操作清掃手当 保育手当 医師職務手当 薬務手当 看護師職務手当 危険手当 直営診療所医師手当 年末年始勤務手当 緊急出務手当 拘束手当 医師手当	特地勤務手当 保育手当 医師職務手当 薬務手当 看護師職務手当 年末年始勤務手当 医師手当	生活保護関係実態調査手当 医療保護関係実態調査手当 身体障害者等実態調査及び介護従事手当 保健師業務手当 特地勤務手当 行旅死亡人等取扱従事手当 清掃作業従事手当 と畜場及びし尿処理場勤務手当 火葬場勤務手当 保育手当 医師職務手当 薬務手当 看護師職務手当 危険手当 医師手当
計	24手当	7手当	15手当
香南市	動物死体処理作業手当 行路病人、死人取扱い手当 非常緊急呼出手当 消防業務手当 救命士手当 救急出動手当		消防業務手当 救命士手当
計	6手当		2手当
香美市	小動物の死体処理手当 福祉事務手当 救急救命士手当		福祉事務手当 救急救命士手当
計	3手当		2手当
東洋町	—	—	—
奈半利町	清掃業務に従事する職員の特殊勤務手当 火葬業務に従事する職員の特殊勤務手当		

団体名	①国家公務員に設けられていない	②他の手当、給料との重複の観点	③月額支給等
計	2手当		
田野町	—	—	—
安田町	清掃業務に従事する職員の特殊勤務手当 水道業務に従事する職員の特殊勤務手当	水道業務に従事する職員の特殊勤務手当	清掃業務に従事する職員の特殊勤務手当 水道業務に従事する職員の特殊勤務手当
計	2手当	1手当	2手当
北川村	寮母手当	寮母手当	寮母手当
計	1手当	1手当	1手当
馬路村	—	—	—
芸西村	—	—	—
本山町	行路病人救助作業手当 専門技術手当 危険手当 職務手当 救急出勤手当 特別出勤手当 拘束手当	危険手当 職務手当	専門技術手当 危険手当 職務手当
計	7手当	2手当	3手当
大豊町	その他特殊な作業に従事する職員の特殊勤務手当 精神障害者護送に従事する職員の特殊勤務手当		
計	2手当		
土佐町	—	—	—
大川村	管理及び研究研修手当	管理及び研究研修手当	管理及び研究研修手当
計	1手当	1手当	1手当
春野町	消防出勤手当 行旅病人等死体収容手当 看護手当 犬・ネコ死体処理手当 年末年始勤務手当	看護手当 年末年始勤務手当	看護手当
計	5手当	2手当	1手当
いの町	中学校寄宿舎勤務手当 職務手当 医師手当 理学療法士手当 特別勤務手当 死亡犬死亡猫処理手当	職務手当 医師手当 理学療法士手当 特別勤務手当	職務手当 医師手当 理学療法士手当
計	6手当	4手当	3手当
仁淀川町	ブルドーザー運転士手当 国土調査手当 理学療法作業手当 特別研修手当 施設管理手当	理学療法作業手当 特別研修手当 施設管理手当	ブルドーザー運転士手当 理学療法作業手当 特別研修手当 施設管理手当
計	5手当	3手当	4手当
中土佐町	—	—	—
佐川町	検査業務手当 早出手当 医師手当 拘束手当	早出手当 医師手当	医師手当
計	4手当	2手当	1手当
越知町	—	—	—
禰原町	管理手当 研究研修手当	管理手当 研究研修手当	管理手当 研究研修手当
計	2手当	2手当	2手当
日高村	—	—	—
津野町	海洋センター管理特別手当		
計	1手当		

団体名	①国家公務員に設けられていない	②他の手当、給料との重複の観点	③月額支給等
四万十町	医療手当	医療手当	医療手当
計	1手当	1手当	1手当
大月町	—	—	—
三原村	福祉業務手当 公用車運転手時間外従事手当 通園バス乗務手当 調査研究手当 時間外受往診手当	調査研究手当	通園バス乗務手当 調査研究手当
計	5手当	1手当	2手当
黒潮町	改葬作業手当 地籍調査手当		
計	2手当		
合計	136手当	32手当	61手当

(注) 区分は会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書「地方財政の状況に関する会計検査の結果について」(平成18年10月)を参考にしました。

10 福利厚生事業

福利厚生事業は地方公務員法に規定された、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業であり、その多くは職員互助組合等を通じて実施されています。

下記の一覧は、福利厚生事業のうち会員個人の掛金以外に、公費の助成のある主な個人給付事業の見直し状況です。

団体名	H17年度の主な個人給付事業											H18年度の主な個人給付事業												
	結婚祝金	出産祝金	入学祝金	本人弔慰金	退会給付金等	災害見舞金	医療費補助(本人)	入院・傷病見舞金	人間ドック助成	永年勤続給付等	保養施設利用助成	レクリエーション活動助成	結婚祝金	出産祝金	入学祝金	本人弔慰金	退会給付金等	災害見舞金	医療費補助(本人)	入院・傷病見舞金	人間ドック助成	永年勤続給付等	保養施設利用助成	レクリエーション活動助成
高知市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
室戸市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
安芸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	○	○	
南国市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	○
土佐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
須崎市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
宿毛市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
土佐清水市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
四万十市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	○
香南市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
香美市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
東洋町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
奈半利町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	○
田野町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	○
安田町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
北川村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
馬路村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
芸西村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	○
本山町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
大豊町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
土佐町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
大川村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
春野町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	○
いの町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	○
仁淀川町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
中土佐町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
佐川町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
越知町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	○
梶原町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
日高村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
津野町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
四万十町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
大月町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
三原村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	
黒潮町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										○	○	○	○
合計	35	35	35	35	3	35	35	35	35	35	35	13	2	2	1	2	2	1	2	35	35	35	10	

※ここでいう、公費を伴う個人給付事業とは、個人に対する現金給付のみならず品物や、施設利用の割引等の間接的な給付も含む。

11 休暇等について

地方公務員の勤務条件の内容は、労働基準法、地方公務員法等地方公務員に適用される労働関係法令の定め反しないように配慮しながら、国の制度に準じてそれぞれの市町村で条例や規則で定めることとしています。

(1) 病気休暇

職員が、負傷又は疾病のため療養する必要があるため、勤務しないことがやむをえないと認められる場合の休暇です。

国では、休暇の期間については、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とされ、私傷病による休職の場合には、90日まで給与が満額支給されることとなっています。

県内では、国と同様な取扱いの団体は2市18町村ありますが、給与の満額支給の上限が90日又は3月を上回る団体が9市6町村あります。このことは、国家公務員や他の市町村との均衡を欠いていると考えられ、見直しが求められます。

(90日又は3月を上回る休暇期間を定めている市町村)

180日又は6月以内…高知市・土佐市・須崎市・宿毛市・四万十市・日高村

150日又は5月以内…安芸市・南国市・土佐清水市・香南市・春野町・黒潮町

120日又は4月以内…大豊町・土佐町・大月町

(2) 特別休暇

災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇です。

県内では国には設けられていない特別休暇（リフレッシュ休暇、妊娠障害休暇など）がある市町村があります。一方、国に制度がある特別休暇でも、市町村によっては制度を導入していないものもあります。なお、国に制度がない特別休暇の中には、国においては病気休暇や職務専念義務の免除が認められているものもあります。

また、国に制度がある特別休暇のうち、国の制度における付与日数より多い日数を設定しているものもあります。

病気休暇について（H18. 4. 1現在）

	90日以内 又は3月以内	120日以内 又は4月以内	150日以内 又は5月以内	180日以内 又は6月以内
高知市				○
室戸市	○			
安芸市			○	
南国市			○	
土佐市				○
須崎市				○
宿毛市				○
土佐清水市			○	
四万十市				○
香南市			○	
香美市	○			
市計	2	0	4	5
東洋町	○			
奈半利町	○			
田野町	○			
安田町	○			
北川村	○			
馬路村	○			
芸西村	○			
本山町	○			
大豊町		○		
土佐町		○		
大川村	○			
春野町			○	
いの町	○			
仁淀川町	○			
中土佐町	○			
佐川町	○			
越知町	○			
橋原町	○			
日高村				○
津野町	○			
四万十町	○			
大月町		○		
三原村	○			
黒潮町			○	
町村計	18	3	2	1
市町村計	20	3	6	6
(参考)				
国	○			
高知県			○	

主な国と同様な特別休暇について（H18.4.1現在）

市町村名	骨髄提供者となる場合	ボランティア活動に参加する場合	結婚する場合	職員の出産（産前）	産後の場合	保育時間の場合	妻が出産する場合	育児参加をする場合	子の看護場を合	親族が死亡した場合	父母を追悼する場合	夏季における心身の健康の維持・増進等の場合
高知市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
室戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安芸市	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○
南国市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土佐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
須崎市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
宿毛市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
土佐清水市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
四万十市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
香南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
香美市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市計	11	10	11	11	11	11	11	6	11	11	11	11
東洋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈半利町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田野町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
安田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北川村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
馬路村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
芸西村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本山町	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○
大豊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土佐町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
大川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
春野町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
いの町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仁淀川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中土佐町	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
越知町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
梶原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日高村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
津野町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
四万十町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大月町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三原村	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
黒潮町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
町村計	24	21	24	24	24	24	24	18	23	24	24	24
市町村計	35	31	35	35	35	35	35	24	34	35	35	35

（有・・・○）

国の制度にはない特別休暇等の主な導入状況(H18.4.1現在)

市町村名	リフレッシュ・永年勤続休暇
高知市	○
室戸市	
安芸市	○
南国市	○
土佐市	○
須崎市	
宿毛市	
土佐清水市	○
四万十市	
香南市	
香美市	
市計	5
東洋町	○
奈半利町	
田野町	
安田町	
北川村	
馬路村	
芸西村	
本山町	○
大豊町	○
土佐町	○
大川村	
春野町	○
いの町	○
仁淀川町	
中土佐町	
佐川町	
越知町	
梶原町	
日高村	○
津野町	
四万十町	○
大月町	
三原村	
黒潮町	
町村計	8
市町村計	13
(参考)	
高知県	○

結婚休暇及び夏季休暇の付与日数について

	結婚休暇				夏季休暇			
	5日	6日	7日	10日	3日	5日	6日	7日
高知市			○			○		
室戸市			○			○		
安芸市			○			○		
南国市				○		○		
土佐市			○			○		
須崎市			○			○		
宿毛市	○					○		
土佐清水市			○		○			
四万十市			○				○	
香南市	○				○			
香美市			○		○			
市 計	2	0	8	1	3	7	1	0
東洋町			○				○	
奈半利町	○				○			
田野町	○				○			
安田町	○				○			
北川村	○					○		
馬路村			○		○			
芸西村	○				○			
本山町			○		○			
大豊町	○				○			
土佐町		○			○			
大川村	○				○			
春野町			○					○
いの町			○			○		
仁淀川町	○				○			
中土佐町	○				○			
佐川町			○			○		
越知町	○					○		
構原町	○				○			
日高村			○				○	
津野町	○				○			
四万十町			○		○			
大月町			○		○			
三原村			○		○			
黒潮町			○			○		
町村計	12	1	11	0	16	5	2	1
市町村計	14	1	19	1	19	12	3	1
(参考)								
国	○				○			
高知県			○			○		

12 人材育成・勤務成績の評定等

地方公共団体は、これからの分権時代に的確に対応していくためには、職員の資質の向上を図り、その有している可能性・能力を最大限引き出していくことが必要です。

下記の一覧は、そのために必要不可欠な人材育成の目的・方策等を明確にした『人材育成基本方針』及び『研修に関する基本的な方針』の策定状況と、地方公務員法第40条に規定されている『勤務成績の評定』の実施状況です。

団体名	人材育成基本方針		勤務成績の評定	内 容			活 用 方 法						備 考	
	策定	実施		能力評価	目標管理評価	成果・実績評価	昇任・昇格	配置転換	降任・免職	人材育成	特別昇給	昇給延伸		勤勉手当
高知市	○	○	○	○		○	○	○		○	○			
室戸市			○	○			○	○		○				
安芸市	○	○	○											H17試行中
南国市	○	○												
土佐市	○	○												
須崎市	○	○												
宿毛市														
土佐清水市	○	○												
四万十市														
香南市														
香美市		○												
東洋町	○	○	○	○		○	○			○				
奈半利町														
田野町	○	○												
安田町			○	○			○							
北川村	○	○												
馬路村	○	○												
芸西村	○	○												
本山町	○	○	○			○	○				○			
大豊町	○	○												
土佐町														
大川村														
春野町	○	○												
いの町														
仁淀川町														
中土佐町			○	○	○	○	○		○		○	○	○	
佐川町	○	○												
越知町														
禰原町			○	○	○	○	○				○	○	○	
日高村														
津野町	○	○												
四万十町														
大月町	○	○												
三原村														
黒潮町														
合 計	17	18	8	6	2	5	7	2	1	3	4	2	2	

※人材育成基本方針及び研修の基本方針策定はH18. 4. 1現在の状況です。

※勤務成績の評定は、H17年度の実施状況です。

(参考)

一部事務組合の職員数の状況(平成18年4月1日現在)

一部事務組合	総職員数			職員区分別			
	平成	平成	増減	一般職員		教育 公務員	臨時 職員
	18年	17年		うち技能 労務職員			
香南地区少年補導センター組合※1		1	△1				
香南香美衛生組合	7	7	0	7	3		
仁淀川下流衛生事務組合	9	9	0	9	7		
高吾北広域町村事務組合	238	233	5	238	124		
香南斎場組合	4	3	1	4	1		
香南香美老人ホーム組合	81	79	2	81	50		
赤岡町吉川村中学校組合※1		1	△1				
赤岡町吉川村学校給食センター組合※1		5	△5				
日高村佐川町学校組合	4	4	0	4	3		
高知県競馬組合	18	18	0	18	1		
香南消防組合※1		41	△41				
香南清掃組合	13	22	△9	13	10		
幡東衛生組合※1		3	△3				
幡多広域市町村圏事務組合	10	3	7	10	4		
高幡消防組合	124	124	0	124			
高幡西部衛生施設組合※1		7	△7				
幡多中央環境施設組合	3	3	0	3	1		
津野山養護老人ホーム組合	28	29	△1	28	12		
高陵特別養護老人ホーム組合	66	68	△2	43	27		23
安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合	73	100	△27	73	51		
津野山広域町村事務組合	2	2	0	2	2		
高幡東部清掃組合	16	16	0	16	12		
芸東衛生組合	10	10	0	10			
山田消防組合※1		55	△55				
仁淀消防組合	71	71	0	71			
幡多中央消防組合	74	74	0	74			
高幡西部特別養護老人ホーム組合	41	41	0	41	28		
仁淀川中央清掃事務組合	2	2	0	2			
幡多西部消防組合	53	53	0	53			
幡西衛生処理組合	2	2	0	2			
嶺北広域行政事務組合	96	97	△1	96	10		
安芸広域市町村圏事務組合	1	1	0	1			
高幡広域市町村圏事務組合	2	1	1	2			
仁淀川広域市町村圏事務組合	1	1	0	1			
高知西部環境施設組合※1		8	△8				
高知県高知市病院企業団	712	695	17	712			
高知中央西部焼却処理事務組合	7	7	0	7	4		
高知県市町村総合事務組合	10	11	△1	10			
中芸広域連合	42	44	△2	42	2		
一部事務組合 計	1,820	1,951	△131	1,797	352	0	23

(注) 上記一部事務組合は、専任職員がいる組合のみ掲載しています。

※1 平成17年度中解散団体